

第76号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月5日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100分の7.71」に改め、同条第2号中「4万9,100円」を「4万7,300円」に改める。

第15条の8中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.80」を「100分の2.69」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,800円」に改める。

第15条の16中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.36」を「100分の2.25」に改め、同条第2号中「1万6,500円」を「1万6,600円」に改める。

第19条の2中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第1号ア中「3万4,370円」を「3万3,110円」に改め、同号イ中「1万1,550円」を「1万1,760円」に改め、同号ウ中「1万1,550円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同号ア中「2万4,550円」を「2万3,650円」に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」に改め、同条第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「9,820円」を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」を「3,320円」に改める。

第 19 条の 4 第 1 号ア中「7,365 円」を「7,095 円」に改め、同号イ中「1 万 2,275 円」を「1 万 1,825 円」に改め、同号ウ中「1 万 9,640 円」を「1 万 8,920 円」に改め、同号エ中「2 万 4,550 円」を「2 万 3,650 円」に改め、同条第 2 号ア中「2,475 円」を「2,520 円」に改め、同号イ中「4,125 円」を「4,200 円」に改め、同号ウ中「6,600 円」を「6,720 円」に改め、同号エ中「8,250 円」を「8,400 円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 15 条の 16、第 16 条の 4、第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

基礎賦課額の保険料率等を改定するほか、国民健康保険法施行令の改正に伴う規定の整備をするため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。